

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

- 保健医療計画は、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、住民の医療に対する安心及び信頼の確保を図るために、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、都道府県が策定するものです。

昭和60年の医療法改正により医療計画が法制化されて以降、本県では7次にわたる「和歌山県保健医療計画」を通じて、県内の保健医療関係機関・団体の協力のもと、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病（以下「5疾病」という。）、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の5事業並びに在宅医療の医療提供体制構築を主体に、各種施策を推進してきました。

- 平成30年の医療法及び医師法（昭和23年法律第201号）改正により、地域間の医師偏在の解消等を通じて地域の医療提供体制を確保するため、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が医療計画に追加されました。
- 令和3年の医療法改正では、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療（以下「新興感染症発生・まん延時における医療」という。）について、地域の実情に応じて、連携して新興感染症への対応を行うことができるよう、6事業目として医療計画の記載事項に追加されました。
- 少子高齢化や社会構造の多様化による医療ニーズの質・量の変化や、医療技術の進歩等、医療を取り巻く環境は変化し続けています。一方で、令和6年度からは医師の時間外労働の上限規制も始まり、マンパワーの確保はますます重要な課題となってきます。

保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、将来を見据えて県民の皆さんのが安全で質の高い医療を安心して受けることができるよう、本県の医療提供体制の構築の方向性を示す計画として「第八次和歌山県保健医療計画」を策定するものです。

2. 基本理念

安全で質の高い医療を適切に受けられる、患者本位の医療提供体制の確立

- 県、市町村、保健・医療・介護（福祉）の関係機関・団体が一体となり計画を推進し、県民の皆さんの健康増進から疾病の予防、診断、治療、リハビリテーション及び介護に至るまでの切れ目のない保健医療提供体制の実現をめざします。

3. 計画の位置付け

- 医療法第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画です。
- 和歌山県の保健医療施策を推進する上での基本指針となる計画です。
- 「和歌山県地域医療構想」（平成28年5月策定）、「第八次（前期）和歌山県医師確保計画」及び「第八次（前期）和歌山県外来医療計画」を内包するものです。
- 「和歌山県長期総合計画」を支える個別計画であり、「和歌山県健康増進計画」「和歌山県医療費適正化計画」「わかやま長寿プラン」等の関連計画との整合性を有します。
- 市町村においては、計画策定や施策推進の指針となるものです。
- 県民及び関係機関・団体においては、この計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するものです。

〔本計画と関連する県計画〕

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| ・健康増進計画 | ・がん対策推進計画 |
| ・歯と口腔の健康づくり計画 | ・感染症予防計画 |
| ・循環器病対策推進計画 | ・紀州っこ健やかプラン（母子保健計画） |
| ・薬剤師確保計画 | ・薬物乱用防止五か年戦略 |
| ・医療費適正化計画 | ・国民健康保険運営方針 |
| ・わかやま長寿プラン（介護保険事業支援計画、老人福祉計画） | |
| ・紀の国障害者プラン（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画） | |

- 和歌山県保健医療計画及びそれに基づく具体的な施策を進めるにあたり、他の関連計画との整合性を確保するため、保健・医療・介護（福祉）の各施策の連携を十分に図り、県民に対する一体的なサービスの提供に努めます。

4. 計画の期間

- 計画の期間は、2024年度(令和6年度)から2029年度(令和11年度)までの6年間とします。
- 本計画は、3年後に中間評価を行います。
在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項については、3年ごとに分析や評価等を行い、必要があれば見直します。
- 上記にかかわらず、計画を推進する上で、保健医療の動向、地域及び社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ、再検証を行い、計画を見直すこととします。

福祉保健関連計画に係る関連図

